

11月は「労働保険適用促進月間」

1人でも雇ったら、入ろう労働保険

労働保険は、労災保険と雇用保険の総称です。農林水産業の使用労働者5人未満の個人事業者を除き、労働者を1人でも使用する事業主は、労働保険徴収法により加入手続きが義務付けられています。

未手続きの事業主は、労働者が安心して働くことができよう、至急加入手続きをしましょう。

★労災保険は、労働者が業務災害や通勤災害を被った時

に、療養補償や休業補償などの必要な保険給付を行う制度です。

★雇用保険は、労働者が失業した場合に失業等給付を行うほか、事業主の方には失業予防及び雇用の改善等の措置に対して各種助成金を支給する制度です。

◆問い合わせ

千葉労働局労働保険徴収課
☎043(221)4317

緊急人材育成支援事業が始まります

雇用保険を受給できない方、世帯の主たる生計者であること等要件を満たす方に対して、訓練・生活支援給付を行うなど、今後3年間にわたり、ハローワークが中心となり、職業訓練、再就職、生活への総合的な支援をします。対象要件等詳細については、お問い合わせください。

◆申込・問い合わせ

・職業訓練

光地域にお住まいの方は…
ハローワーク銚子

☎0479(22)7406
横芝地域にお住まいの方は…
ハローワーク千葉

☎043(242)1181

・訓練・生活支援給付 中央職業能力開発協会

☎03(5800)3626
<http://www.javada.or.jp/>

子育て中のお母さんやシニアの方へ

再就職支援の電話相談

時間の都合等で来所するのが困難な子育て中の女性やシニアの方をサポートするため、「子育てお母さん再就職支援センター」及び「生涯現役サポートセンター」で電話相談を実施しています。

相談時間

火曜日～土曜日

午前10時～午後4時

(1回30分)

相談電話

☎034(273)4510

相談員

キャリアコンサルタント

相談事項 就職に関すること。

その他

匿名相談はお受けしません。

相談者の情報は、「千葉県個人情報保護条例」に基づき、適切に管理されます。電話相談後、さらに相談したいことがある場合は、予約のうえ来所ください。

◆問い合わせ

産業振興課商工観光班
☎(84)1215

共済制度のご案内

◎小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、個人事業主または会社等の役員が事業をやめたり退職した場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく国がつくった共済制度で、「小規模企業の経営者のための退職金制度」ともいえます。この制度の特徴は、掛金は全額所得控除。受け取る共済金も退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱いとなります。

◎経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)

経営セーフティ共済は、取引先の突然の倒産が原因で、経営悪化の危機に直面してしまったときに資金を借入れることができる制度で、中小企業を守るために国がつくった共済制度です。無担保・無保証人で、積み立て掛金の10倍の範囲内(最高3,200万円)で被害額相当の共済金が借入れ可能。毎月の掛金も税法上、必要経費または損金に算入できます。

これらの制度の詳しい内容の問い合わせと加入申込みは、商

工会、商工会議所、金融機関の

本支店の窓口で取扱いしています。制度の運営は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っています。

(<http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>)

◆問い合わせ

商工会本所
☎(82)0434
商工会光支所
☎(84)1661

～必ずチェック最低賃金！
使用者も、労働者も～

10月3日から千葉県最低賃金が
改正されました

時間額 728円